

第5章 計画の推進体制

1 市民・事業者・地域等との連携



住み慣れた地域で健やかに暮らせるまちの実現に向けて、障がい者等団体、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関等、様々な団体と連携し、計画の推進を図ります。

2 個々の障がい特性に応じた相談支援体制の実施



多様な障がいの特性のある個々の障がい者等に、必要な支援を行うとともに、制度の周知等の情報提供についてもより一層の充実に努めます。また、障がい者等が地域において、安心して自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、支援体制の整備を行うとともに、障がい者等への理解の促進を図ります。

3 計画の達成状況の点検及び評価



第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画において示している各施策の実施状況等の主な数値目標については、丸亀市福祉推進委員会等に随時意見を聴きながら定期的に計画の進捗管理を行います。また、国によって示されたPDCAマニュアル等を参照しながら、必要に応じて計画の柔軟な見直しを行うものとします。

関連資料

1 丸亀市福祉推進委員会委員名簿

(第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定委員会委員)

(敬称略・順不同)

区分	氏名	団体名
学識経験者	北川 裕美子	四国学院大学社会福祉学部社会福祉学科
公共的団体等	武田 龍広	丸亀市民生委員児童委員協議会連合会
公共的団体等	香川 智子	丸亀市福祉ママ会議連合会
公共的団体等	吉田 ゆかり	丸亀商工会議所
公共的団体等	進 和彦	丸亀市コミュニティ協議会連合会
公共的団体等	金丸 喜恵	丸亀市PTA連絡協議会
公共的団体等	糸川 恭一	丸亀市身体障害者福祉連合協会
公共的団体等	藤田 登茂子	丸亀市老人クラブ連合会
公共的団体等	木下 眞一	丸亀地区保護司会
関係行政機関	森 佳司	香川県中讃保健福祉事務所
公募委員	宮武 博之	
公募委員	古賀 亮次	
特別委員	森本 雄次	一社)丸亀市医師会
特別委員	大坪 淳子	社福)香川県社会福祉事業団 香川県ふじみ園 相談支援センター
特別委員	山田 智子	医社)三愛会コミュニティケアセンター 指定相談支援事業所はなぞの
特別委員	原岡 瑞穂	社福)いいのやま福祉会 相談支援事業所 野の花

計16名

2 計画策定経過



年 月	内 容
令和5年 7月27日(木)	丸亀市福祉推進委員会
8月14日(月) ～8月31日(木)	市民アンケート調査
9月4日(月) ～9月22日(金)	事業所及び団体アンケート調査
10月26日(木)	丸亀市福祉推進委員会(第1回第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定委員会) ・丸亀市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画(案)の諮問
11月30日(木)	丸亀市福祉推進委員会(第2回第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定委員会)
12月14日(木)	丸亀市福祉推進委員会(第3回第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定委員会)
12月22日(金)	丸亀市議会教育民生委員会協議会
令和6年 1月10日(水) ～2月8日(木)	パブリックコメント
2月15日(木)	丸亀市福祉推進委員会(第4回第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定委員会)
2月16日(金)	丸亀市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画(案)の答申
2月20日(火)	計画決定

3 用語説明



【あ行】

○アクセシビリティ

高齢者や障がい者を含むすべての人々が支障なく様々な製品やサービス、建物を利用できる度合い。

○意思疎通支援

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人への支援。手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣や、必要な用具の給付等の事業がある。

○一般就労

企業等との間に雇用契約を結び、労働基準法や最低賃金法等の労働関係法のもとで賃金の支払を受ける就労形態。障がい者就労施設等での福祉的就労との対比で使われる。

○医療的ケア

人工呼吸器による呼吸管理や、喀痰吸引等の医療行為。

○医療的ケア児

日常生活や社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童。

【か行】

○基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、専門職員を配置し、相談支援事業や成年後見制度利用支援事業を総合的に行う施設。

○グループホーム

障がいのある人等が、世話人等による相談や日常生活上の支援を受けながら、少人数で共同生活を行う住居。

○権利擁護

認知症や知的障がい、精神障がい等によって、判断能力が十分でない方の権利の代弁、弁護を行い、安心して生活できるように支援すること。

○高次脳機能障がい

頭部外傷、脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい等の認知障がいが生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難になる障がい。

○合理的配慮

障がい者が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために、過度の負担にならない範囲で状況に応じて行われる配慮や調整のこと。

【さ行】

○児童発達支援センター

専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児をあずかる施設への援助・助言をあわせて行う地域の中核的な療育支援施設。

○手話通訳者

言語・聴覚障がいのある人のために手話通訳を行う人で、都道府県、指定都市及び中核市が実施する手話通訳者養成研修事業において「手話通訳者」として登録された人。

○障害者基本法

障がい者に関する法律や制度についての国の基本的な考え方を示した法律。障害者権利条約の批准に向け、平成 23 年に大きく改正され、障がい者の定義を心身の機能のみではなく、社会的な障壁により制限を受けるものとするいわゆる「社会モデル」の考え方を導入したり、障がいの有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現をめざすための基本原則を示すなど、国際的に共有される理念を踏まえたものとなった。

○障害者総合支援法

地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者自立支援法」（平成 17 年法律第 123 号）の一部が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称「障害者総合支援法」）に改題されたもの。施行日は平成 25 年 4 月 1 日。

○障害者の権利に関する条約

平成 18 年 12 月、国連総会において採択された条約で、障がい者の固有の尊厳、個人の自律及び自立の尊重、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障がい者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めたとうえで、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとることなどを定めている。日本は平成 26 年に批准。（通称：障害者権利条約）

○自立支援医療

心身の障がいの状態の除去・軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、育成医療、更生医療、精神通院医療で構成されている。

○身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき、障がいの種類や程度により交付される手帳。障がいの程度は1級から6級までである。障がいの種類は視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・免疫機能障がいがある。身体障がいのある人を対象にしたサービスや制度を利用する際にはこの手帳を必要とする場合がある。

○精神障害者保健福祉手帳

精神保健福祉法に基づき交付される手帳。障がいの程度は1級から3級までである。精神障がいのある人を対象にしたサービスや制度を利用する際にはこの手帳を必要とする場合がある。

○成年後見制度

判断能力が不十分で意思決定が困難な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等に対してその判断能力を補うため、平成12年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行等を行う。

○相談支援専門員

障がいのある人やその家族等からの日常生活全般に関する相談業務、計画相談支援や障がい児相談支援等の提供にあたる相談支援従事者。

○ソーシャル・インクルージョン

社会的に弱い立場の人であっても排除されることのない共生社会をめざし、相互に支え合うことができる地域社会をめざしていく考え方のこと。

【た行】

○地域自立支援協議会

市町村が相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置するもの。

○地域生活への移行

入所施設で生活する障がい者や、治療の必要が乏しいにもかかわらず病院に長期入院している障がい者が、自らの意思で、暮らしたいと望む地域に生活の場を移し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現すること。

○地域包括ケアシステム

誰もが、住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供されるシステム。

○特別支援学校

学校教育法に基づき視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者、病弱者・身体虚弱者に対して幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準ずる教育を行うとともに障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。小・中学校等に対する支援などを行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有する。従来の盲・ろう・養護学校といった障がい種別を超えた学校制度。

【な行】

○難病

医学的に明確に定義された名称ではなく、治療が困難で慢性の経過をたどる疾病。「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく医療費助成制度の対象となる難病を「指定難病」という（令和6年4月1日より341疾病）。

○ノーマライゼーション

すべての人が、障がいの有無にかかわらず互いに支え合い、地域で生き生きと生活することができること。

【は行】

○発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

○ピアサポート

障がいのある人や、障がい児の保護者等、自らの体験に基づき、相談に応じたり、社会参加や地域での交流・問題の解決等を支援する活動。

【や行】

○要約筆記者

聴覚障がいのある人ために、話された内容をその場で文字にして伝える人。

【ら行】

○ライフステージ

人生の各段階。乳幼児期・就学期・成人期・高齢期等に分けられる。

○療育

障がいのある児童及びその家族、障がいに関し心配のある人等を対象として、障がいの早期発見・早期支援または訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

○療育手帳

知的障がいがあると判断された人に対し交付される手帳。知的障がいのある人を対象にしたサービスや制度を利用する際にはこの手帳を必要とする場合がある。

丸亀市第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画

発行年月:令和 6 年 3 月

発 行 者:丸亀市健康福祉部福祉課

所 在 地:〒763-8501 丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号

TEL:0877-24-8805 FAX:0877-24-8861

丸亀市ホームページ:<https://www.city.marugame.lg.jp/>
